

～参考資料～

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成 31 年 2 月 28 日 初等中等教育局長等通知)

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm)

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 31 年 2 月 28 日 初等中等教育局長等通知)

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1410619.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410619.htm)

「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」(平成 31 年 3 月 28 日 初等中等教育局長等通知)

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1414995.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414995.htm)

府子本第 189 号  
30 文科初第 1616 号  
子発 0228 第 2 号  
障発 0228 第 2 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
都道府県教育委員会教育長  
指 定 都 市 市 長  
指定都市教育委員会教育長  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長  
附属学校を置く国立大学法人学長  
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社  
を所管する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)  
文部科学省総合教育政策局長  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)  
文部科学省高等教育局長  
(公印省略)  
厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

## 記

### 1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

#### (1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

#### (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることによって、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

#### (3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

#### (4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を发出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』>

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

#### （5）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3.（1）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まされたい。

## 2. ケース対応において留意すべき事項

### (1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図りたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

### (2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 <子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

### (3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考えられる必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

<子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア>

### 3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

#### (1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

#### ○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

#### ○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第 190 号  
30 文科初第 1618 号  
子発 0228 第 3 号  
障発 0228 第 3 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
都道府県教育委員会教育長  
指 定 都 市 市 長  
指定都市教育委員会教育長  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長  
附属学校を置く国立大学法人学長  
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)  
文部科学省総合教育政策局長  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)  
文部科学省高等教育局長  
(公印省略)  
厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図らきたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

## 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

### 1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

### 2 定期的な情報提供の対象とする児童

#### (1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

#### (2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

### 3 定期的な情報提供の頻度・内容

#### (1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

#### (2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

### 4 定期的な情報提供の依頼の手続

#### (1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

#### (2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

### 5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

## 6 定期的な情報提供の方法等

### (1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

### (2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

## 7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

## 8 情報提供を受けた市町村等の対応について

### (1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

### (2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

## 9 個人情報保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第13条の4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第13条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治40年法律第45号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

## 10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

府子本382号  
30初児生第29号  
子保発0328第1号  
障障発0328第1号  
平成31年3月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
附属学校を置く各公立大学法人担当課長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長  
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課長  
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課長  
高等専門学校を設置する各学校法人担当課長  
各都道府県教育委員会専修学校担当課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県保育担当課長  
各指定都市保育担当課長  
各中核市保育担当課長  
各都道府県認定こども園主管課長  
各都道府県障害児支援担当課長  
各指定都市障害児支援担当課長

殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

（公印省略）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

（公印省略）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

（公印省略）

文部科学省高等教育局専門教育課長

（公印省略）

厚生労働省子ども家庭局保育課長

（公印省略）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

（公印省略）

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について（通知）

平成31年2月14日付け事務連絡「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（依頼）」により依頼した標記緊急点検については、年度末の多忙な時期にもかかわらず、御対応を頂き、厚く御礼申し上げます。この度、結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

児童虐待への対応のうち、とりわけ、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子供の適切な保護等については、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所・警察等の関係機関が連携した対応が図られるよう、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「連名通知」という。）により取組の徹底をお願いしたところですが、今般の点検においても、児童虐待の恐れがある事案が見られるとともに、学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求された事案が見られました。

については、教育委員会等におかれましては、連名通知の趣旨・内容の十分な理解の下、特に下記事項に御留意の上、教育委員会等における児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、所管の学校等又は域内の市区町村教育委員会等に対し、今般の点検結果を周知していただき、児童虐待防止対策がより一層適切に推進されるよう御指導をお願いします。

なお、実施要領等の詳細については追って御連絡いたしますが、今般の点検の結果、3月8日までの間に面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等については、3月9日以降4月15日までの間の面会の状況等について4月19日までに御報告いただく予定としておりますので申し添えます。

## 記

### 1 関係機関との連携強化及び定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

今般の点検の結果、虐待のおそれがあると考えられる事案に関する情報として市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有が行われた件数は12,545件であった。

教育委員会等又は学校等におかれては、情報共有を行った児童生徒等について、引き続き、市町村や児童相談所等の関係機関と連携し、情報共有を図るなど適切に対応すること。不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会できなかった子供については、引き続き学校等において定期的に家庭訪問を行うなど、子供の状況の把握に努めること。

また、学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったところであり、今後、児童生徒等本人と面会できない場合はその情報を、面会できた場合はその際の児童生徒等の様子等を確認し、必要に応じて関係機関に情報共有するなど適切に対応することが重要であること。

さらに、学校等にあつては、連名通知に基づき、要保護児童等（要保護児童地域対策協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子供をいう。以下同じ。）に関して、健康診断の実施、スクールカウンセラーによる相談、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等の機会において、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の各態様に応じ、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること。また、保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠

席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。)には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること(「連名通知」記の1.(4)参照)。

## 2 要保護児童等に関する情報の取扱い及び保護者からの要求への対応について

今般の点検の結果、学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、教育委員会に対して不当な対応を要求されるケースが44件見られた。

これを踏まえ、学校等及びその設置者においては、保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること(「連名通知」記の1.(2)参照)。

また、学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。また、学校等の設置者においては、同様のケースが予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。さらに、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。(「連名通知」記の1.(3)参照)。

## 3 児童虐待の通告義務と対応について

今般の調査の結果、一時保護後に保護者から学校が抗議を受けた事例なども見られたが、児童虐待の通告は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第6条第1項の規定に基づく義務であることから、児童虐待を受けたと思われる児童生徒等を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないこと。また、同条第3項の規定により、守秘義務に関する地方公務員法の規定は、児童虐待の通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこととされているので、その旨周知を図ること。

この際、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないことから、学校等は毅然とした対応を行うことが重要であること。

あわせて、要保護児童等の進学・転学に当たっては、「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」(平成27年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)に基づき、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施等による学校等間の適切な連携を進めること。

## 4 児童虐待防止に係る研修の実施

教職員等が児童虐待の事案に適切に対応するためには、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修の充実が必要である。

このため、「連名通知」記3.(1)記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

**【本件担当】**

○本件全般

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導第一係、生徒指導調査分析係

電 話：03 (5253) 4111 (内線3208、3299)

F A X：03 (6734) 3735

E-MA I L：s-sidou@mext. go. jp

○高等専門学校に関すること

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電 話：03 (5253) 4111 (内線3347)

F A X：03 (6734) 3389

E-MA I L：senmon@mext. go. jp

○専修学校の高等課程に関すること

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電 話：03 (5253) 4111 (内線2939)

F A X：03 (6734) 3281

E-MA I L：syosensy@mext. go. jp

○保育所等に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係

電 話：03 (5253) 1111 (内線4853、4854、4839)

F A X：03 (3595) 2674

E-MA I L：hoikuka@mhlw. go. jp

○認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

電 話：03 (5253) 2111 (内線38446)

F A X：03 (3581) 2521

E-MA I L：kodomokosodatelkai@cao. go. jp

○障害児通所支援事業所に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室障害児支援係

電 話：03 (5253) 1111 (内線3037)

F A X：03 (3591) 8914

E-MA I L：shougaijishien@mhlw. go. jp

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における  
緊急点検結果  
【概要】

平成31年3月28日  
内閣府・文部科学省・厚生労働省

## 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果【概要】

### 緊急点検の経緯

#### <「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について

(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) (抜粋) >

1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

○ 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること

### 緊急点検の概要

#### 1. 学校等における緊急点検

**対象施設** 国公立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、高等専修学校等

**対象児童生徒等** 平成31年2月14日時点において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

**緊急点検の方法** 3月8日（金）までの間に以下のいずれかの方法により緊急点検を実施  
・学校の教職員による面会 ・教育委員会職員による面会 ・その他関係機関による面会

**報告事項** 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無等

#### 2. 教育委員会における緊急点検

**対象機関** 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

**対象事案** 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）

**報告事項** 対象事案の有無、対応結果、市町村・児童相談所・警察に対する対象事案に係る情報共有の有無

<集計> 上記緊急点検の結果について、3月14日までに国に対して報告。

※学校・教育委員会に対し、千葉県野田市の事案に類似するような重大な事案を認知した場合、期限を待たずに文部科学省に連絡するよう依頼したが、そのような重大事案の報告はなかった。

## 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果【概要】

### 点検結果の概要

#### 1. 学校等における緊急点検結果

##### 2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等を対象に緊急点検を実施

	市町村、児童相談所又は警察に情報共有した	市町村、児童相談所又は警察に情報共有しなかった	計
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会ができた	2,656 (1.4%)	164,500 (87.8%)	167,156 (89.2%)
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会ができなかった	9,889 (5.3%)	10,417 (5.6%)	20,306 (10.8%)
計	12,545 (6.7%)	174,917 (93.3%)	187,462 (100%)

虐待の恐れがある児童生徒等の情報を速やかに関係機関に共有

学校等の欠席を端緒として得られた虐待のリスク情報を関係機関が共有し必要な支援等を実施

#### 2. 教育委員会における緊急点検結果

- ①学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）：44件
- ②①のうち、虐待の恐れがあるとして市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数：44件（100%）

保護者等から不当な要求があったものについて関係機関が連携して対応を実施

## 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果【概要】

### 点検を踏まえた対応

#### 〈面会ができず情報共有を行わなかったもの（10,417人）について〉

- 3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）については、4月15日時点の面会の状況等について4月19日までに国に対して報告。

### 点検を踏まえた対応

#### <緊急点検を踏まえた対応>

- 虐待の恐れがあるとして学校等から市町村、児童相談所又は警察に情報共有した案件については、引き続き関係機関が連携して対応に当たるよう依頼し、必要に応じて教育委員会等を支援する。また、不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会できなかつた子供については、引き続き学校等において定期的に家庭訪問を行うなど、子供の状況の把握に努めるよう求める。
- 学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったところであり、今後、児童生徒等本人に面会でできない場合はその情報を、また面会でできた場合はその際の児童生徒等の様子等を確認し、必要に応じて関係機関に情報共有して対応することが重要である点を周知する。
- 特に、要保護児童等については、学校等から市町村又は児童相談所に対して定期的に情報共有を行うとともに、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(\*)は速やかに市町村又は児童相談所に情報を共有する新たなルールを設定（2月28日付け通知）したところであり、その周知徹底を図る。
- (\*)不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- 保護者等からの威圧的な要求に対しては、教育委員会において複数の職員で連携し、警察に連絡するなどして毅然と対応した事例などが見られたところである。今後とも複数の教職員等で対応するとともに、学校等の設置者による組織的な対応、市町村、児童相談所、警察等の関係機関及び弁護士等の専門家と連携した対応が重要である点を周知する。
- また、一時保護後に保護者から抗議を受けた事例なども見られるが、児童虐待の通告は児童虐待の防止等に関する法律に基づき義務であり、同法において公務員の秘密漏えいに当たらないことが規定されているとともに、仮に結果的に間違いであったとしても民事上も免責されると考えられるものであり、毅然とした対応が重要である点を周知する。
- 上記の点を含め、学校等における児童虐待対応をより的確に行うことができるよう、今回の報告結果を踏まえた児童虐待対応マニュアルを作成するとともに、教職員の研修を推進する。

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における 緊急点検結果

平成31年3月28日  
内閣府・文部科学省・厚生労働省

別添2

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

## 緊急点検の経緯・目的

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」として「全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること」とされたことを受け、千葉県野田市において発生した小学4年生死亡事案のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、教育委員会・学校等、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的として、本緊急点検を実施した。

## 緊急点検の概要

### 1. 学校等における緊急点検

**対象施設** 国公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制課程を除く）、中等教育学校（通信制課程を除く）、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、専修学校の高等課程（通信制課程を除く）  
・保育所、地域型保育事業の事業所  
・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）  
・障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を実施している事業所（共生型事業所、基準該当事業所を含む））

**対象児童生徒等** 平成31年2月14日時点において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

**緊急点検の方法** 3月8日（金）までの間に以下のいずれかの方法により緊急点検を実施

・学校の教職員による面会  
・教育委員会職員による面会  
・その他関係機関による面会

**報告事項** 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無、面会の方法、面会でできず情報共有しなかった場合その理由

### 2. 教育委員会における緊急点検

**対象機関** 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

**対象事案** 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）

**報告事項** 対象事案の有無、対応結果、市町村・児童相談所・警察に対する対象事案に係る情報共有の有無

**<集計>** 上記緊急点検の結果について、3月14日までに国に対して報告。

※学校・教育委員会に対し、千葉県野田市の事案に類似するような重大な事案を認知した場合、期限を待たずに文部科学省に連絡するよう依頼したが、そのような重大事案の報告はなかった。

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

## 緊急点検の結果

### 1. 学校等における緊急点検

① 2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等 : 187,462人



長期間にわたる欠席を虐待のリスク要因の一つと捉え緊急点検を実施

#### (1) 学校

幼稚園	小学校		中学校		高等学校		義務教育学校		
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	
821	(0.4%)	17,292	(9.2%)	47,968	(25.6%)	111,046	(59.2%)	206	(0.1%)
中等教育学校	特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計		
	465	(0.2%)	2,069	(1.1%)	374	(0.2%)	528	(0.3%)	180,769

#### (2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所	家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業		計		
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合			
3,996	(2.1%)	18	(0.0%)	237	(0.1%)	26	(0.0%)	0	(0.0%)	4,277	(2.3%)

#### (3) 認定こども園

幼保連携型	幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計		
	数	割合	数	割合	数	割合			
694	(0.4%)	87	(0.0%)	113	(0.1%)	4	(0.0%)	898	(0.5%)

#### (4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援	医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計		
	数	割合	数	割合			
1,424	(0.8%)	89	(0.0%)	5	(0.0%)	1,518	(0.8%)

※割合は2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等の数(187,462人)に対する割合



# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

## 1. 学校等における緊急点検

③-1 面会できなかったもののうち、市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数 : 9,889人 (5.3%)

※2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等に対する割合

↑ 面会できなかったもののうち受験・就職活動、不登校など虐待の恐れがないもの以外を速やかに情報共有し、関係機関により必要な支援等を実施

(1) 学校

幼稚園	小学校		中学校		高等学校		義務教育学校			
	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない		
共有した	126 (42.7%)	169 (57.3%)	1,974 (81.1%)	460 (18.9%)	5,145 (72.5%)	1,953 (27.5%)	952 (13.1%)	6,333 (86.9%)	30 (68.2%)	14 (31.8%)
中等教育学校	特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計			
共有した	47 (20.3%)	47 (79.7%)	245 (50.9%)	236 (49.1%)	3 (1.8%)	161 (98.2%)	5 (5.2%)	91 (94.8%)	8,492 (47.3%)	9,464 (52.7%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所	家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業				
	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない			
共有した	1,012 (59.7%)	683 (40.3%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	58 (55.8%)	46 (44.2%)	2 (33.3%)	4 (66.7%)	0	0	
計											
共有した	1,079 (59.5%)	733 (40.5%)									

(3) 認定こども園

幼保連携型	幼稚園型		保育所型		地方裁量型						
	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない					
共有した	127 (70.9%)	52 (29.1%)	11 (36.7%)	19 (63.3%)	21 (63.6%)	12 (36.4%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	162 (66.1%)	83 (33.9%)	
計											
共有した	1,079 (59.5%)	733 (40.5%)									

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援	医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援						
	共有した	していない	共有した	していない					
共有した	140 (52.8%)	125 (47.2%)	13 (52.0%)	12 (48.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	156 (53.2%)	137 (46.8%)	
計									
共有した	1,079 (59.5%)	733 (40.5%)							

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

## 1. 学校等における緊急点検

### ③-2 面会できなかったものうち、情報共有を行わなかったものの理由

理由	人数	割合
<b>受験・就職活動等</b> (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	3,528	33.9%
<b>不登校</b> (定期的な家庭訪問や本人への電話連絡などにより、虐待の恐れがないと判断したもの)	3,312	31.8%
<b>病気療養</b> (診断書の確認や医師からの情報提供などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	833	8.0%
<b>家族の一時帰国・海外渡航等への同行</b> (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	781	7.5%
<b>留学・海外遠征・校外学習等</b> (留学等の諸手続きの状況を把握しているほか、対象児童生徒等への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	627	6.0%
<b>保護者の出産・病気等による実家への帰省等</b> (対象児童生徒等への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	352	3.4%
<b>休学</b> (対象児童生徒等の休学前の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	350	3.4%
<b>転学・退学予定</b> (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	283	2.7%
<b>その他</b>	351	3.4%
<b>計</b>	10,417	100%

# 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

## 1. 学校等における緊急点検

- ④-1 面会できたもの方法
- ・学校等の教職員：157,920人 (94.5%)
  - ・教育委員会職員等(SSW、指導主事、教育支援センター職員等)：4,177人 (2.5%)
  - ・その他関係機関(民生委員、児童委員、ブリーダー等)：5,059人 (3.0%)

(1) 学校

幼稚園		小学校			中学校			高等学校			義務教育学校		
学校の教職員	教育委員会職員	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他
506	4	16	11,834	1,221	1,803	36,333	2,330	2,207	103,032	124	605	143	12
中等教育学校													
特別支援学校													
399	1	6	1,376	16	196	210	0	0	432	0	0	154,265	3,708
計													
学校の教職員													
教育委員会職員													
その他													
計													
学校の教職員													
教育委員会職員													
その他													
計													
154,265													
3,708													
4,840													

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所			家庭的保育事業			小規模保育事業			事業所内保育事業			居宅訪問型保育事業		
保育所等職員	市町村職員	その他	保育所等職員	市町村職員	その他	保育所等職員	市町村職員	その他	保育所等職員	市町村職員	その他	保育所等職員	市町村職員	その他
1,858	313	130	7	4	0	102	19	12	17	1	2	0	0	0
計														
1,984														
337														
144														

(3) 認定こども園

幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型		
認定こども園の教職員	自治体職員	その他									
436	69	10	52	5	0	63	16	1	1	0	0
計											
552											
90											
11											

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援			医療型児童発達支援			居宅訪問型児童発達支援		
事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他
1,062	38	59	55	4	5	2	0	0
計								
1,119								
42								
64								



## 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

### 2. 教育委員会における緊急点検結果

- ① 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）： 44件

#### <具体的な事例>

- 児童相談所に一時保護された子供の保護者から、教育委員会に対して、保護を解除するよう高圧的な口調で迫られたため、複数の職員で対応すること等の方針を担当課内で共有し、対応した。
  - 新たに転校してきた子供が一時保護され、学校が転校前の学校と情報を交換したところ、保護者から個人情報情報の漏えいであり、守秘義務違反に当たるなど抗議があったものについて、学校・教育委員会・市町村・児童相談所が連携して対応した。
  - 虐待の疑いで一時保護となった子供について、保護者から、なぜ虐待通告をしたのか、子供を登校させないとの抗議があり、子供が学校を欠席するようになった。学校・教育委員会に対して、転校を要求したり、罵声を浴びせたりするなどの行為があったが、毅然とした対応の結果、子供の登校が再開した。
  - 児童相談所に一時保護された子供について、保護者が虐待通告に立腹し、学校・教育委員会に対し電話での長時間の問合せや面会時の激しい言葉での罵倒があり、警察・市町村・児童相談所と連携して対応した。
- ② ①のうち、虐待の恐れがあるとして市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数： 44件（100%）



**保護者等から不当な要求があったものについて関係機関が連携して対応を実施**

## 虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

### 点検を踏まえた対応

#### <面会ができず情報共有を行わなかったもの（10,417人）について>

- 3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）については、4月15日時点の面会の状況等について4月19日までに国に対して報告。

### 点検を踏まえた対応

#### <緊急点検を踏まえた対応>

- 虐待の恐れがあるとして学校等から市町村、児童相談所又は警察に情報共有した案件については、引き続き関係機関が連携して対応に当たるとして依頼し、必要に応じて教育委員会等を支援する。また、不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会でできなかった子供については、引き続き学校等において定期的に家庭訪問を行うなど、子供の状況の把握に努めるよう求める。
- 学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったところであり、今後、児童生徒等本人に面会でできない場合はその情報を、また面会でできた場合はその際の児童生徒等の様子等を確認し、必要に応じて関係機関に情報共有して対応することが重要である点を周知する。
- 特に、要保護児童等については、学校等から市町村又は児童相談所に対して定期的に情報共有を行うとともに、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(\*)は速やかに市町村又は児童相談所に情報を共有する新たなルールを設定（2月28日付け通知）したところであり、その周知徹底を図る。
- (\*)不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会で、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- 保護者等からの威圧的な要求に対しては、教育委員会において複数の職員で連携し、警察に連絡するなどして毅然と対応した事例などが見られたところである。今後とも複数の教職員等で対応するとともに、学校等の設置者による組織的な対応、市町村、児童相談所、警察等の関係機関及び弁護士等の専門家と連携した対応が重要である点を周知する。
- また、一時保護後に保護者から抗議を受けた事例なども見られるが、児童虐待の通告は児童虐待の防止等に関する法律に基づき義務であり、同法において公務員の秘密漏えいに当たらないことが規定されているとともに、仮に結果的に間違いであったとしても民事上も免責されると考えられるものであり、毅然とした対応が重要である点を周知する。
- 上記の点を含め、学校等における児童虐待対応をよりの確に行うことができるよう、今回の報告結果を踏まえた児童虐待対応マニュアルを作成するとともに、教職員の研修を推進する。

# 都道府県別の状況

## 参考資料

	対象児童 生徒等	面会でできたもの		面会でできなかったもの		対象児童 生徒等	面会でできたもの		面会でできなかったもの		
		うち、情報 共有したもの の	324	149	うち、情報 共有したもの の		2,092	64	うち、情報 共有したもの の	192	
北海道	17,644	17,320	96	324	149	滋賀県	2,284	2,092	64	192	127
青森県	718	681	7	37	25	京都府	2,483	2,025	85	458	196
岩手県	522	406	16	116	79	大阪府	16,340	14,736	435	1,604	595
宮城県	1,872	1,524	39	348	207	兵庫県	8,334	7,671	125	663	388
秋田県	536	428	5	108	78	奈良県	2,380	2,141	29	239	173
山形県	664	578	6	86	32	和歌山県	853	743	23	110	60
福島県	1,073	928	36	145	90	鳥取県	1,169	1,053	15	116	41
茨城県	4,312	3,648	47	664	122	島根県	597	517	11	80	34
栃木県	2,089	1,856	42	233	212	岡山県	2,608	2,341	73	267	228
群馬県	3,427	3,183	62	244	130	広島県	2,428	2,048	56	380	149
埼玉県	5,041	3,995	122	1,046	605	山口県	918	830	26	88	61
千葉県	34,359	33,103	106	1,256	406	徳島県	529	449	12	80	62
東京都	15,797	11,455	66	4,342	1,571	香川県	3,436	3,345	33	91	82
神奈川県	17,450	15,385	304	2,065	1,401	愛媛県	1,468	1,340	16	128	29
新潟県	2,245	1,989	16	256	121	高知県	872	795	17	77	45
富山県	615	514	9	101	96	福岡県	5,016	4,440	97	576	209
石川県	841	751	21	90	73	佐賀県	968	936	13	32	20
福井県	1,553	1,447	14	106	26	長崎県	719	671	12	48	33
山梨県	553	459	15	94	70	熊本県	2,110	1,897	27	213	57
長野県	1,396	1,190	41	206	166	大分県	859	770	5	89	41
岐阜県	1,636	1,409	5	227	199	宮崎県	716	591	21	125	80
静岡県	3,811	3,290	54	521	248	鹿児島県	1,184	1,088	16	96	92
愛知県	5,643	4,163	165	1,480	691	沖縄県	1,317	1,084	79	233	153
三重県	4,077	3,851	72	226	137	計	187,462	167,156	2,656	20,306	9,889